

## 長野市ケア会議 議題提起

包括篠ノ井総合病院個別ケア会議から抽出された地域課題

### 「身寄りのない高齢者の施設入所時等の身元保証に関する問題について」

#### 1. 「提供拒否の禁止」に関する法的整理

(長野県社会福祉士会福祉活動委員会/東信支部合同学習会 2018.12.1 資料より引用)

<p>医師法（昭和23年法律201号）</p> <p>第19条 診療に従事する医師は、診療治療の請求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。※1</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）</p> <p>（提供拒否の禁止）</p> <p>第4条の2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）</p> <p>（提供拒否の禁止）</p> <p>第5条の2 指定介護保険施設は、正当な理由なく指定介護保険施設サービスの提供を拒んではならない。</p>
<p>地域密着型サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p> <p>（提供拒否の「禁止」）</p> <p>第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時巡回対応型訪問介護の提供を拒んではならない。※認知症対応型共同生活介護などの他の地域密着型サービス事業は、当該規定を準用している。</p>

※1 厚生省健康政策局「医療法・医師法8 歯科医師法」解 第16版 430頁によると、この場合の「正当な事由がある場合」とは、医師の病気により診療が不可能な場合等社会通念上妥当と認められる場合に限られると解されており身元保証人等がないことは正当な理由に該当しないと考えられる。

※2 平成28年3月7日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における配布資料であった厚生労働省発出の通知によれば、「入院・入所希望者に身元保証人等がないことはサービスの提供を拒否する正当な理由には該当しない」とされている。

## 2. 課題と背景・現状

- ・ 身寄りのない高齢者は施設入所につながりにくいことがある。
- ・ 入所に限らず、住居契約、入院や治療方針決定、金銭・財産管理に関しても、同様に身元保証人がいないことが問題となるケースが多々ある。
- ・ 身寄りのない高齢者の対応をしている民生委員やケアマネジャーが保証人欄にサインするように求められることもある。
- ・ 身寄りのない高齢者の埋葬、死後の残余財産の処理に関しても不都合が生じている。

## 3. 課題解決に向けた取り組み（方針）

### 市（政策）

- ・ 身寄りのない高齢者の入所・入院・住居の確保・就労における身元保証に関するセーフティネットの確保
- ・ 身寄りのない高齢者の、成年後見～死後事務処理までの対応ができる仕組みを検討したい。

## 4. 参考

### 包括篠ノ井総合病院（管轄地区での取り組み）

- ・ 人生設計・終活として、広く住民が自分自身の今後についての自己決定や、具体的な相談先を知ること、いざという時に助け合える友人等の必要性を啓発する。
- ・ ACP（生前中に終末期医療の適用の有無等を自己決定しておくこと）と絡め、早期から身寄りのない人に情報提供し、自ら行動できる人は相談など具体的に行動できる力をつける。（セーフティネットにかかる人を減らす）